

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6月28日

【会社名】 ダイビル株式会社

【英訳名】 DAIBIRU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 山本竹彦

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 06(6441)1932番(代表)

【事務連絡者氏名】 人事・総務部長 下川浩志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【電話番号】 03(3506)7441番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 東京営業開発部長 玉井克実

【縦覧に供する場所】
ダイビル株式会社東京営業開発部
(東京都千代田区内幸町一丁目2番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

平成24年6月27日開催の当社第140期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円50銭 総額641,477,150円

ロ 効力発生日

平成24年6月28日

剰余金についてのその他の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

変更前	変更後
(総会の招集者)	(総会の招集者)
第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、社長執行役員である代表取締役(以下「社長」という。)がこれを招集する。 社長が支障あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれを招集する。	第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>第22条第2項に定める社長執行役員である代表取締役</u> (以下「社長」という。)がこれを招集する。 (現行どおり)
第15条～第21条 (条文省略)	第15条～第21条 (現行どおり)
(代表取締役等)	(代表取締役等)
第22条 取締役会はその決議により取締役の中から代表取締役若干名を定める。 [新設] __ 必要に応じ、取締役会はその決議により取締役会長1名を置くことができる。	第22条 (現行どおり) <u>取締役会はその決議により前項の代表取締役の中から社長執行役員1名を定める。</u> __ (現行どおり)
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)

変更前	変更後
[新設]	(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第24条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第24条～第30条（条文省略）	第25条～第31条（現行どおり）
[新設]	(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第32条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第31条～第33条（条文省略）	第33条～第35条（現行どおり）

第3号議案 取締役3名選任の件

和田 哲、井林與市及び矢田豪男の3氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名(社外取締役1名は含まない)に対し、取締役賞与総額44,100,000円を支給し、各取締役への支給額の決定は取締役会に一任するものであります。

第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

退任取締役 吉村 哲氏に対し、当社の定める規則に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈し、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	1,032,461	73	0	(注) 1	可決 (94.6)
第2号議案	1,032,448	86	0	(注) 2	可決 (94.6)
第3号議案				(注) 3	
和田 哲	969,550	62,984	0		可決 (88.8)
井林與市	1,005,389	27,145	0		可決 (92.1)
矢田豪男	1,005,929	26,605	0		可決 (92.2)
第4号議案	983,475	49,049	0	(注) 1	可決 (90.1)
第5号議案	938,727	89,985	3,820	(注) 1	可決 (86.0)

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席（委任出席を含む）の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。